

広域 常備消防の設置・管理運営

1 施策の目的

1 規約

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき市町の処理すべき事務。（ただし消防団を除く）

2 運営方針

火災や風水害、地震等の災害から地域住民の生命と財産を守るため、管轄区域内の市町や関係機関と連携を図り、総合的かつ計画的な消防活動を行うことを目的とする。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

1 出火防止と火災による被害軽減

- 住宅からの出火防止対策と火災による死傷者や損害額の低減に、地域の高齢化が進行する中で取り組む必要がある。
- 職員の知識と経験不足等から、重大な違反（自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の設置違反）がある防火対象物に対しての是正指導が進んでいない。

2 救命率の向上

- 救急出場における緊急性の低い事案や軽症者の割合が下がっていない。
- 救急講習受講推進を図る必要がある一方で、出張救急講習の対応が困難な現状の中、応急手当普及員の更なる育成が必要である。

3 消防力の強化

- 庁舎の老朽化が進んでおり、業務効率の良い消防活動を行うため、将来的な消防行政を考慮した庁舎配置が必要である。
- 消防力の整備指針を踏まえた職員数に近づける必要がある。（職員の充足率 59.7% 県内平均 71.2%）また、職員の年齢層にゆがみが生じているため平準化する必要がある。

3 これまでの取組成果と現況

- 管内全世帯を対象に住宅用火災警報器設置についての訪問調査を継続的に実施しており、未設置の住宅に設置の指導を行っている。また、すでに設置されている住宅には定期的な点検について指導した。
- 消防主催の各イベントや、FMしばたでの放送などを利用し、出火防止及び住宅用火災警報器の設置促進を図った。
- 市、電力・ガス会社及び民生委員と協力し、高齢者世帯を訪問し、防火診断及び指導を行った。
- 地域の救命意識の啓発を図り、普通救命講習を定期講習とし、年間スケジュールに基づき計画的に実施した。更に救急資機材を充実させることで講習時間の短縮に繋げている。（180 分→135 分）
- 普通救命講習の推進を図るため、応急手当普及員の育成を行った。
- 救急車適正利用について、各種講習会での呼びかけや高齢者福祉施設に対し予防救急ガイドブックを作成、配布し、啓発を行った。
- 車両等の整備計画に基づく、年次的な整備を行い、複合的な車両である聖籠分署の大型化学高所放水車を更新するなどコスト低減に取り組んだ。
- 人材育成基本計画に基づき、救急救命士の養成、消防大学校、県消防学校等で専門教育の推進を図った。
- 消防庁舎再編整備計画に策定し、中央分署の改築を実施した。また、紫雲寺出張所、加治川出張所を統合したさくら分署の建設を実施した。

常備消防の設置・管理運営 広域

4 施策の目標

- 出火率（人口 1 万人あたりの火災件数） 1.8 以下【参考値：H30 年末 2.2】
- 延焼率の管内平均（隣接建物が半焼以上の延焼） 0%【参考値：H30 年末 6.6%】
- 住宅用火災警報器設置率 90%【参考値：H30 年末 73%】
- 目撃有かつ心原性による心肺停止患者の 1 カ月生存率 20%【参考値：H30 年末 12%】
- 全搬送人員に対する軽症率 50%【参考値：H30 年末 55%】

5 施策の展開（事務事業）

1 出火防止と火災による被害軽減

- 火災予防運動及びイベント等の機会をとらえて積極的な広報活動を実施します。また、ホームページやツイッター等での出火防止と被害軽減について積極的な情報提供に努め、防火意識の高揚を図ります。
- 職員の火災原因調査に対するスキルアップを図るとともに、全国的な火災の傾向と当広域の火災原因を分析し、類似火災の未然防止に努めます。
- 火災による死者の多くが高齢者であるため、構成市町高齢福祉主管課と連携し、高齢者向けセミナーの開催等の防火指導を強化します。
- 消防団及び地域防災組織等と連携し、全世帯一斉調査の実施など、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を推進します。
- 令和 2 年 4 月 1 日から始まる違反公表制度を活用して、管内重大違反対象物に対しての是正指導を積極的に行い、防火対象物からの出火防止及び出火時の被害軽減に努めます。

2 救命率の向上

- 応急手当普及員の更なる育成を図り、学校や自主防災組織の避難訓練等で応急手当普及員による救命講習を推進します。
- 救急車の適正利用を関係機関と協力して地域住民に呼びかける活動を充実させます。
- 救命現場において、救急隊到着前の第三者による救命活動が躊躇なく行えるように口頭指導や救命講習の充実を図ります。

3 消防力の強化

- 消防業務に必要な研修受講や資格取得を積極的に推進し、その成果をより活用できる形で能力開発や人事異動を行います。
- 消防の庁舎、車両、人員のバランスの適正化を推進するため、より効果的かつ効率的な消防体制のあり方を検討します。

6 事務事業の目標

- 人材育成事業 専門分野のスキルを持った職員の育成 20 人【参考値：H30 年末 6 人】
- 警防管理事業 管内の応急手当普及員数 70 人【参考値：H30 年末 36 人】
救急救命士の人数 70 人【参考値：H30 年末 45 人】
- 予防管理事業 管内の防火対象物重大違反件数 0 件【参考値：H30 年末 28 件】
- 広報広聴事業 消防ツイッターの年間ツイート数 1,500 件【参考値：直近 3 カ月月平均 120 件】